

# 中川事務所新聞

第37号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【自動車保険について画期的な裁判結果が出ました】

皆さんにもお馴染みの自動車保険は通常、「偶然の事故によって生じた損害に対して保険金を支払う」という契約になっています。そしてこの「偶然の事故」であることは保険金請求者側が立証しなければなりませんでした。

しかし本年5月、最高裁判所において、立証責任は保険会社側にあるとの判断が出されました。保険金の支払い拒否などのトラブル多発が背景となっていますが、これからは保険会社の理不尽な振舞いは益々許されなくなりそうで、一般消費者にとっては朗報です。

### 【積立預金の有効活用を】

この春から納税資金準備として各社の自主的な積立預金が役立ったケースが続いています。法人税・所得税のほか金額的には一番大きい消費税の納税は、資金繰りを大きく圧迫します。納税時期に合わせた積立預金の活用で、一時的な資金繰り難に陥らないよう予防しておく必要があります。



### 【建設業関係者の方へ】

平成19・20年度の入札参加資格審査には、本年5月からの新審査基準による経営事項審査が必要です。再審査の申立ては8月28日までです。

また、国土交通省から「経営事項審査の虚偽申請防止対策について」という文書が出されています。不正な決算数値操作には、当局が厳しい目を向けています。

### 【7月の事務予定】

- ・納期特例分源泉所得税納付
- ・個人所得税第1期予定納税
- ・固定資産税第2期分納付
- ・社会保険算定基礎届
- ・5月決算法人確定申告&納税
- ・11月決算法人中間申告&納税

## 知ってお得！？法律雑学

Q. 駐車違反で駐禁シールを貼られてしまいました。自分が運転者だと申し出ると、青色切符を切られて減点&反則金！しかし、後日車の所有者として出頭すれば、違反金の納付だけで済むから「お得」と聞いたのですが、本当なんでしょうか？

A. 確かに、確認標章の取り付け後30日を経過してから車の所有者として名乗り出れば、

反則金と同額の放置違反金納付が命ぜられるだけであり、減点を受けることはありません。その意味では確かに「お得」といえます。



しかし、放置違反金の滞納は強制徴収の対象となります。また、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間車両の使用が制限されたり、また、車検手続が完了できなくなるというペナルティが課せられます。

そもそもこのような単純な減点回避策がこのまま放置されるとは考えられません。余計なことは考えず駐車違反をしないように心がけましょう。

# 経営談義

## 【現金の現在価値】

今日の1万円と10年後の1万円では、その価値が違うのは当然です。では、10年後の1万円の今日の価値はどのくらいあるのでしょうか？これを現金の現在価値といいます。

設備投資に当たって購入かリースかは判断に迷うところです。一般的には税務上のメリット・デメリットから議論されることが多いのですが、それに加えて現金の現在価値を考慮することも重要なポイントです。

考え方の基本は、出費と収入の時期的なズレによる現在価値への修正です。例えば、今年300万円一括支払で設備投資をして、向こう5年間に渡っ

て年平均100万円の利益を得る。または、5年間毎年60万円のリース料を支払って、その期間中に年平均100万円の利益を得る。これらの場合、現金の現在価値を考慮すると、どちらが得かが分かります。

計算式は複雑なのでここには掲げませんが、お金は時間によってその価値が変わるということを頭の片隅においておきましょう。



## 【財務レバレッジ】

レバレッジとは槌子（てこ）のことです。小さな力で大きなものを動かすあの槌子です。例えば、1000万円の資本（現金や固定資産等）をつぎ込んで、年間100万円の利益を得ると、利回りは10%です。この場合、年利3%の借入金を事業につぎ込むと、計算上は7%（10%－3%）の利ザヤを稼げます。このように借入金を使ってその支払利息以上の利益を得ることを、財務レバレッジといいます。

財務レバレッジの観点からは、無借金も利益獲得機会を逃していることとなります。だからといって無節操な借金はお薦めできません。何事もバランスが重要です。

## あつがき

vs 警察官再び…

地元の輪抜け祭りに子供の役員として準備に向かう途中、パトカーに追跡された上に呼び止められました。またしても自転車泥棒の嫌疑です。私の無実はすぐに証明されて、警察官はそのまま立ち去ろうとしましたが、ちよっと待った…。その後十五分間に渡って私の屁理屈攻撃が続いたのは言うまでもありません。

いよいよ夏本番ですね。私は普段バイクで移動しているのですが、すぐに日焼けします。私の色が黒いのは仕事焼けであって、決して遊びで日焼けしているわけではありません。



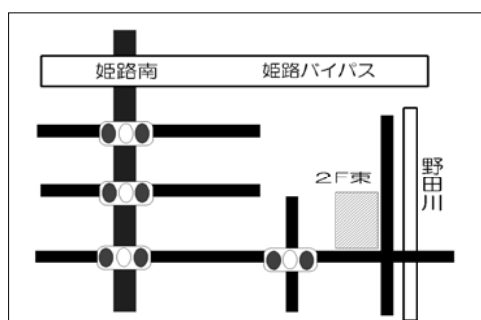
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp